

平成29年（2017年）第1回町田市議会 定例会 建設常任委員会

【件名】「町田市住宅改修助成金交付要綱」の改正について

1. 改正の理由

住宅改修助成金制度の対象工事のうち、環境性能向上工事は住宅の環境性能に対する意識啓発を目的に2014年度から3か年の予定で実施し、予定通り終了します。

バリアフリー化工事<sup>\*1</sup>は高齢者や障がい者が快適に暮らせる住環境整備を支援するため、2019年度まで継続します。

併せて、対象の工事業者を市内業者限定に変更し、申請手続きを簡素化します。

2. 主な改正内容

- ・ 要綱の名称を「町田市住宅バリアフリー化改修助成金交付要綱」に変更
- ・ 助成対象から環境性能向上工事を削除
- ・ 工事業者を市内事業者<sup>\*2</sup>限定に変更
- ・ 助成金交付申請前の事前相談手続きを廃止

新旧対照表

	改正後	改正前														
名称	町田市住宅バリアフリー化改修助成金交付要綱	町田市住宅改修助成金交付要綱														
助成対象	バリアフリー化工事	バリアフリー化工事 環境性能向上工事														
工事業者	市内事業者に限る	市内・市外とも可 (助成率により市内事業者を優遇)														
助成額	工事費に助成率5分の4を乗じて得た額と限度額10万円とを比較して、いずれか少ない方の額	工事費に次の表に掲げる助成率を乗じて得た額と限度額とを比較して、いずれか少ない方の額 <table border="1" data-bbox="895 1722 1444 2121"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">助成率</th> <th rowspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>市内事業者</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境性能向上</td> <td>2/10</td> <td>1/10</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー</td> <td>8/10</td> <td>5/10</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	助成率		限度額	市内事業者	市外	環境性能向上	2/10	1/10	5万円	バリアフリー	8/10	5/10	10万円
種類	助成率			限度額												
	市内事業者	市外														
環境性能向上	2/10	1/10	5万円													
バリアフリー	8/10	5/10	10万円													

	改正後	改正前
申請 手続き	申請者が行う手続き ①助成金の交付申請 ②実績報告 ③助成金の交付請求	申請者が行う手続き ①事前相談 ②助成金の交付申請 ③実績報告 ④助成金の交付請求

※1 バリアフリー化工事：居室や浴室の床の段差解消、階段や廊下への手すり設置 など

※2 市内事業者：市内に事業所を有し、当該事業所の業務として工事を施工する事業者

## 必要書類

### <第1号様式>住宅バリアフリー化改修助成金交付申請書

- ◇改修に要する経費の見積書の写し
- ◇改修の内容が確認できる図面等、設計図書一式
  - ※平面図、立面図、仕上げ表、パンフレット、証明書、等
- ◇借地の場合は、土地所有者の承諾書
- ◇現況（改修着工前）の写真
  - ※段差の解消や浴槽の高さ調整などは寸法が分かる写真
- ◇その他市長が必要と認めるもの

### <第3号様式>住宅バリアフリー化改修計画変更（廃止）承認申請書

- ◇変更後の住宅改修に要する経費の確認ができる見積書の写し
- ◇変更内容が確認できる変更図面等（変更部分は赤にて表示）
- ◇その他市長が必要と認めるもの

### <第5号様式>住宅バリアフリー化改修実績報告書

- ◇改修に要する経費の領収書の写し
- ◇改修経費明細書の写し
- ◇改修工事中、工事完了後の写真
- ◇工事業者との契約書写し
- ◇建築基準法第6条の規定による確認申請を行った場合は、  
検査済み証の写し
- ◇その他市長が必要と認めるもの

### <第7号様式>住宅バリアフリー化改修助成金交付請求書

- ◇債権者登録依頼書

（リーフレット案）

# 住宅のバリアフリー化 改修工事費用の 一部を助成します！



問い合わせ先

町田市都市づくり部 住宅課

町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-4269

FAX 050-3161-6109

## 住宅のバリアフリー化改修工事費用の一部を助成します

「町田市住宅バリアフリー化改修助成金交付要綱」に基づき、「個人住宅の改修工事」に要する経費の一部を助成します。

※すでに契約したもの、改修工事に着手したもの、完了したものには、助成できません。

### 対象となる住宅

市内の個人住宅または集合住宅のうち、**自己の居住のための専用部分**

※明らかな違反建築の場合は、助成できません。

※市の他の助成制度等を利用したことがないことが条件になります。(ホームエレベーター等の据付工事は除きます。)

※助成金の交付は、対象となる住宅1棟につき1回限りです。

### 助成対象者 (①②ともに満たしていること)

①市内に住所を有し、『対象となる住宅』の**所有者**

②納期の経過した**市税を完納している方**

### 助成対象工事

**市内事業者**が施工する下記の工事

(ア) 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各部屋間の段差や、玄関までのアプローチ部分の**段差を解消する工事**

(イ) 居室、浴室、階段、廊下、トイレ、玄関、玄関までのアプローチ部分に**手すりを設置する工事**

(ウ) 和式便器から洋式便器に交換する工事

(エ) **ホームエレベーターや階段昇降機等を据え付ける工事**

(オ) **浴室の改修工事**

- ・深型の浴槽から浅型の浴槽に交換する工事
- ・浴槽の高さを調節する工事
- ・浴室の床のかさ上げをする工事

(カ) 浴室、便所、台所などの水を使用する部屋全面を、**防滑り仕上げの床材に張り替える工事**

※市内事業者とは、市内に事業所を有し、当該事業所の業務として、改修工事を施工する業者とします。

### 助成金の交付額

◆【助成対象工事】に要した経費に、助成率5分の4を乗じた額(千円未满是、切捨て)

◆上限金額 10万円

※市の予算の範囲を超えた時点で、受付を締め切ります。

### ～手続きの流れ～

#### 申請 (第1号様式)

★『住宅バリアフリー化改修助成金交付申請書』と必要書類を住宅課窓口へ提出してください。

★制度の説明と以降の手續に必要な書類をお渡しします。

#### 申請内容の審査

★提出いただいた書類をもとに市が内容を審査します。審査の中で、対象住宅の現地調査(外観)を行います。

★審査が終わりましたら、市から直接みなさまへご連絡します。

#### 決定通知書の送付 (第2号様式)

★助成対象であることが確認できましたら『住宅バリアフリー化改修助成金交付決定通知書』を送付します。

#### 住宅改修工事の実施

★助成金交付決定通知書を受領後2ヶ月以内に、契約を結び、住宅改修工事をしてください。工事内容に変更が生じた場合は、工事前に第3号様式を提出し、変更の承認を受けてください。

★改修前、改修過程、改修後の写真を必ず撮ってください。

#### 実績報告書の提出 (第5号様式)

★住宅改修工事が終了しましたら『住宅バリアフリー化改修実績報告書』と必要書類を住宅課窓口へ提出してください。

#### 確定通知書の送付 (第6号様式)

★実績報告書を市で審査した後、『住宅バリアフリー化改修助成金交付額確定通知書』を送付します。

#### 助成金の請求 (第7号様式)

★確定通知書を受領しましたら、『住宅バリアフリー化改修助成金交付請求書』を提出してください。みなさまが指定した口座へ助成金を振り込みます。

概ね1ヶ月程度要します